

(仮称) 平良丘陵開発土地区画整理事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

1 基本的事項

- (1) 事業実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を徹底するとともに、地域住民から環境に対する配慮の要望があった場合は、適切に対応すること。
- (2) 現時点で決定している道路建設の詳細設計や工場・事業場の配置等について、今後配置計画に変更がある場合は、環境負荷の低減の観点から配置を検討し、必要に応じて追加の環境保全対策措置を含めた対応を行うこと。
- (3) 評価書の作成にあたり、住民に分かりやすい評価書にするとともに、インターネットの利用による縦覧においては住民が事業の内容を理解しやすくなるよう工夫すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

対象事業実施区域及びその周辺において、光化学オキシダントの環境基準が未達成であるため、春季から夏季にかけては事業実施に伴う窒素酸化物及びばいじんの影響について十分留意し、準備書に記載された環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 騒音

対象事業実施区域の周辺には交通量の多い道路があり、車両の通行や供用後の車両の増加に伴う渋滞や騒音等による環境への影響を回避低減するため、準備書に記載された環境保全措置について適切に実施すること。

(3) 振動

対象事業実施区域の周辺には交通量の多い道路があり、車両の通行や供用後の車両の増加に伴う渋滞や振動等による環境への影響を回避低減し、準備書に記載された環境保全措置を適切に実行すること。

(4) 水環境

雨水排水の公共用水域への影響について、事業実施区域及びその周囲の利水状況を十分に勘案し、事業実施による水質への影響が極力低減されるよう準備書に記載された環境保全措置を適切に実施すること。

(5) 動物

ハチクマ, オオタカについて工事前及び工事中のモニタリングを実施し, 繁殖活動に影響が確認された場合は追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(6) 景観

色彩においては明度や彩度に配慮し, 意匠・デザインや照明照度などを考慮すること。
施設の設置においては, 準備書に記載された環境保全措置を適切に実施すること。